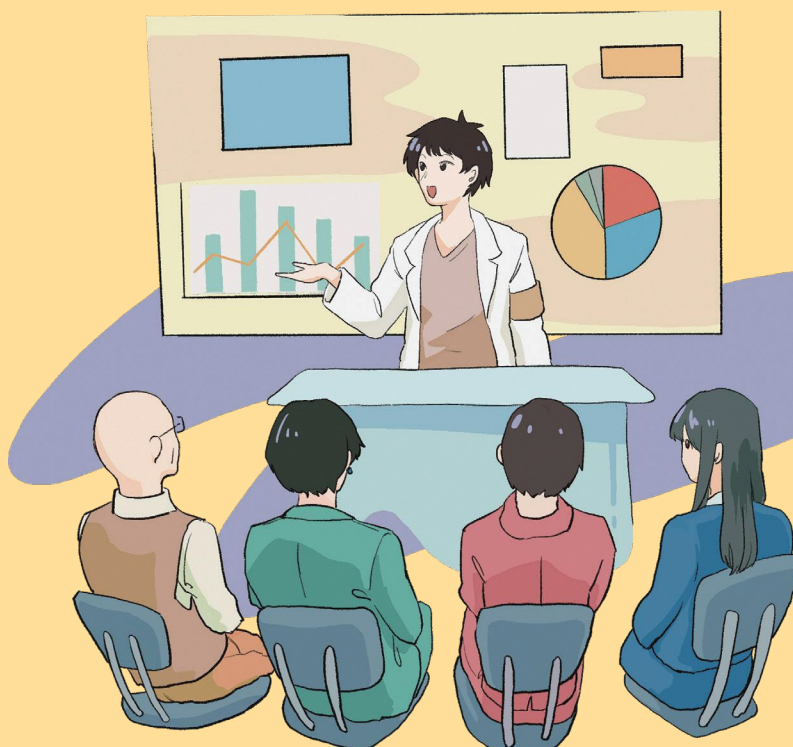




## 第5章

# 指針の推進

- 1 指針の推進体制
- 2 指針の評価および進捗管理



# 1 指針の推進体制 ●●●●●●●●●●

## (1) 推進体制

指針に掲げた事業の推進にあたっては、本指針における将来の目指す姿や具体的な取組について、区民、事業者・商店会のほか、教育機関・金融機関・産業団体へ広く周知し、それぞれの役割を担いながら、連携して取り組みます。また、国・東京都・他自治体などの外部団体とも連携・協力し、事業効率の向上と効果の拡大を図ります。

### ●事業者の役割●

- ・自らの創意工夫と自主的な努力により、経営基盤の強化、経営の革新、人材育成等に努める
- ・相互の情報交換、協力をを行いながら、地域の活動に取り組み、社会に貢献する
- ・消費者が安心して消費生活を送ることができる商品開発やサービスの提供を行う

### ●商店会の役割●

- ・地域におけるにぎわいと交流の場、安全・安心なまちづくりの拠点として、まちの活性化を図る
- ・商店会会員や商店会の横の連携を深め、円滑な運営を行う
- ・商店会組織の基盤を強化するため、会員数の維持および新規会員の加入促進に努める

### ●区民の役割●

- ・良質な商品・サービスを消費することで事業者を応援する
- ・商店街イベントや体験教室などの地域活動に積極的に参加し、区内産業への理解を深める
- ・起業や事業承継、就労により、としまの産業を支える一員となる

### ●行政の役割●

- ・事業者、区民、教育機関等がつながり、協働する仕組みを推進する
- ・指針を広く発信し、各主体が将来像を共有しやすい環境を整える
- ・国、東京都、関係団体と連携しつつ、庁内関係部署との調整を図り、効果的に施策を進める



## 2 指針の評価および進捗管理 ●●●●●●●●●●

### (1) 指針の進捗管理

P D C Aサイクル(Plan：計画、Do：実行、check：検証・評価、Action：改善)の考え方をうい、確実に施策や事業を展開します。

指針に関する基本的事項の目標設定や進捗管理は、「豊島区基本計画」や「未来戦略推進プラン」、「事務事業評価」を活用して行います。また、豊島区商工政策審議会において各年度における進捗状況を点検・評価するとともに、区内産業団体等の意見を聴取する機会を定期的に設定し、取組の方法や内容の適切な見直しを、継続的に行っていきます。

